

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日から、A所在のB会社に雇用され、同社Cでサービスアドバイザーとして勤務していた。

平成○年○月○日午前11時頃、社用車に給油するため、ガソリンスタンド前の道路に停車中、後方から乗用車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

同日、請求人は、D病院に受診し、「外傷性頸部捻挫、腰部挫傷」と診断された。その後、複数の医療機関において、加療を続けた結果、平成○年○月○日治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超えるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として、後頭部、頸部及び両肩に常時強い痛みと張りがあり、日常生活及び仕事に支障をきたしていると訴え、頸椎捻挫が原因であり、障害等級第14級より上位の等級であると主張するので、検討する。

(2) 医証についてみると、主治医は診断書において「症状として、頸部痛、左上肢・左肩・左手のシビレ感が残存。平成〇年〇月〇日頸椎MRIを施行。頸椎のalignmentに直線化と軽度の側弯を認める。頸髄、椎間板には異常なし。腱反射正常。筋委縮なし。」と所見している。

また、E医師は、医療機関用報告書で、「頸椎alignmentに直線化と軽度の側弯を認める。頸椎各椎間板には変性や膨隆、或いは局所的な突出などの所見を認めない。明らかな脊柱管狭窄化はなく、頸髄も明らかな異常信号や萎縮などはない。」と述べている。さらに、労災医員は、障害等級認定に関する意見書において、「頸部痛を訴えて頭部の保持は多少傾いている。頸部の他動運動で痛みがある。項部・肩甲帯に圧痛がある。反射は正常で病的反射はない。左上肢にシビレ感があるが、他覚的な知覚障害はない。」との意見を述べている。

(3) 上記各医師の意見等においては、いずれも明らかな項背軟部組織の器質的損傷の所見は認められないとしている。さらに、鑑定医は、請求人に残存する障害の程度について、「症状の範囲から左第8神経根の障害の可能性は否定できないが、自覚症状のみで、治療に反応せず、画像所見はなく、客観的な所見の根拠に乏しいと考える。シビレ等が残るとのことであるが、労務や日常動作の支

障はあっても軽度と思われ、障害等級第14級を超えるものではないと考える。」旨の意見を述べている。当審査会としても、これらの医証に鑑みると、請求人に残存する障害の程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものと認め、「局部に神経症状を残すもの」として、障害等級第14級の9に該当すると判断することが相当であると思料する。

なお、一件資料に基づき子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見い出すことはできなかったことを付言する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。